

## 第6編 事故災害対策編



## 第6編 事故災害対策編

### 第1節 火災対策計画

#### 第1 火災予防

##### 1 基本方針

消防組織の整備、消防施設の充実、消防職団員の教養訓練等を実施して、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想を普及徹底して予防消防の実をあげ、火災から市民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期するものとする。

##### 2 市消防計画の作成

消防計画の作成については、次の事項に留意する。

###### (1) 組織計画 【消防機関】

消防機関が災害に対処するための事務機構と災害時の部隊の編成を事前に定めるものとする。

###### (2) 消防団の育成・強化 【くらし防災課（防災担当）、消防機関】

消防団は、消防力の補完的な組織であり、地域の防災リーダーとしての活動が期待されていることから、市は消防機関と協力し、消防団の育成・強化を図る。

計画策定上は、資機材の充実、訓練、意識の高揚、住民への指導広報等に配慮する。

###### (3) 消防施設整備

###### 計画 【消防機関】

消防力等の現勢を把握し、消防の施設及び人員の現況を把握し、施設の整備拡充と人員の確保を図り、消防力の整備指針にのっとり市の社会構造の変化に対処できる増強計画とするが、計画は通常5か年次の整備計画とする。また、消防力等の更新についても併せて検討するものとする。

###### (4) 調査計画 【消防機関】

消防機関が災害に対処して、適切な防御活動を行うことができるよう、定期又は臨時に消防地図、地理、水利及び災害危険区域等を調査するための実施計画をたてるとともに、実地調査の結果に基づき、大規模な災害の発生を予想した危険区域図等を作成する。

###### (5) 教育訓練計画 【くらし防災課（防災担当）、消防機関】

各消防機関がその任務を達成するためには消防団員の資質の向上を図る必要があるため、教育訓練計画には基礎訓練を重点的に取り上げる一方、消防対象物に応じた防御知識の習得と技能の向上を図る。

**(6) 災害予防計画 【消防機関】**

科学技術及び産業経済の発展と社会生活の向上によって災害の危険性が增大するとともに、複雑多様化しているため、火災を発生させるおそれのある施設、設備、器具及び危険物等の予防審査を行う一方、一般住民の災害予防に対する協力体制を確立する。

**(7) 警報発令伝達計画 【くらし防災課（防災担当）、消防機関】**

異常気象時に災害を未然に防止するため、火災警報の発令及び解除の基準を定め、その伝達及び周知方法等を計画する。

**(8) 情報計画 【くらし防災課（防災担当）、消防機関】**

災害情報収集、報告は災害に対処するうえで重要なものであるから、これらが的確に行われるための体制を確立する。

**(9) 火災警防計画 【消防機関】**

火災を警戒し、鎮圧するためには、各種消防事象に対する調査、研究及び科学的な理論と経験に基づく防御技術が最高度に発揮されなければならない。それには、地形別、地域別、構造別、気象別等に火災の特性を把握し、消防力を有機的かつ、合理的に運用できる警防計画を確立し、防御効果を高度にあげるよう消防団員に習熟させる。

**(10) 風水害等警防計画 【くらし防災課（防災担当）、消防機関】**

風水害等を警戒、防御するための消防職団員の招集、出動体制及び水防関係機関との協力体制等についての計画を定めておく。

**(11) 避難計画 【くらし防災課（防災担当）】**

避難に関する計画は、生命、身体を保護し、人的災害の拡大を防ぐため、特に影響を及ぼす重要なものであるため十分検討し、避難の指示、避難先等を具体的に定めておく。

**(12) 救助救急計画 【健康増進課、消防機関】**

平常時、非常時に生命、身体が危険な状態にある人又は生死不明の状態にある人に対する救助、救急が的確に行われるよう関係機関等との協力体制を確立する。

**(13) 応援協力計画 【くらし防災課（防災担当）】**

大規模災害の発生に際して、市のみでこれに対処することができない場合等に相互に応援協力するため、市町村相互間及び消防機関等との間の協力体制を確立しておく。なお、応援協定は、口頭又は習慣によることなく、必ず文書をもって締結しておくものとする。

### 3 火災予防対策

火災の実態及び防火対象物等の状況からみて、予防対策は建築物の不燃化を図ること、失火防止対策及び消火力の強化等の対策が考えられる。

#### (1) 建築物の不燃化 【都市計画課、建築指導課】

建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進する。

- ア 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域又は準防火地域の指定拡大
- イ 市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備
- ウ 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用

#### (2) 火災発生原因の制御 【消防機関】

##### ア 防火管理者制度の効果的な運用

学校、工場等収容人員50人（病院、劇場、百貨店等30人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるとともに当該管理者に対して、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について周知徹底を図るものとする。

##### イ 予防査察指導の強化

消防機関は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期するよう指導する。また、消防法令違反の防火対象物については、早急に違反の是正を図り、防火安全体制を確立するよう指導するものとする。

##### ウ 高層建築物等の火災予防対策

高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図るものとする。

##### エ 火災予防運動の実施

市民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、関係機関の協力を得て年2回春季と秋季に火災予防運動を実施する。

#### (3) 耐災環境の整備 【くらし防災課（防災担当）、消防機関】

##### ア 消防車両等の配備状況

消防車両等の配備状況は、「第2編 震災対策編—第2章—第5節—第2 現況（第2編-73ページ）」を参照する。

##### イ 消防団員の確保対策

消防団員の減少は最近の経済情勢から全国的な傾向であるが、市においても社会環

境の変化が激しいため団員確保に困難をきたしている。

このため、これらの打開策として次のことがあげられる。

- (ア) 消防団装備の機械化、軽量化
- (イ) 消防ポンプ自動車等の配置
- (ウ) 消防団組織を発展的に改善し、合理的に再編成を行う
- (エ) 中核となる団員の育成・団員の資質の向上を図る
- (オ) 団員の処遇改善
- (カ) 女性・大学生に対する消防団への加入促進及び機能別団員、分団制度の活用

#### **ウ 民間自衛防災組織等の育成強化**

火災の公共危険性にかんがみ、防火思想の普及徹底と初期消火体制の確立を目標として、次により自衛消防力の強化に努める。

##### **(ア) 民間防災組織の確立**

地域の防火防災意識の高揚を図るとともに、発災時に自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、婦人防火クラブ、幼少年消防クラブ等民間防災組織の設立・育成強化に努める。

(イ) 大規模な工場、事業所等の災害を防除して安全体制を確立するため、これらの自衛消防組織の育成強化を図る。

##### **(ウ) 消防用設備等の整備充実**

防火対象物等の関係者は、公設消防機関の活動開始前における消防活動に必要な資器材を整備するとともに、公設消防隊の活動を円滑にならしめるための諸施策を講ずるものとする。

## **第2 消防活動**

### **1 目標**

大規模な火災その他の災害が発生した場合における消防活動について定める。

### **2 消防機関による消防活動**

#### **(1) 情報収集、伝達及び応援隊の受入準備 【消防機関】**

##### **ア 災害状況の把握**

119番通報、駆け込み通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

##### **イ 把握結果の緊急報告**

消防署長は災害の状況を市長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう働きかける。

### ウ 応援隊の受入準備

応援隊の円滑な受入れを図るため、準備を行う。

## (2) 大規模火災への対応 【本部事務局、健康班、消防機関】

火災の発生状況に応じて、それぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。その際、以下の原則にのっとる。

### ア 避難地及び避難路確保優先の原則

火災が大規模に拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

### イ 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

### ウ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

### エ 市街地火災消防活動優先の原則

大規模工場、危険物貯蔵取扱施設、危険物輸送中の事故等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分の消防活動を最優先とした消防活動を行う。

### オ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

### カ 火災現場活動の原則

- (ア) 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- (イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- (ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建築物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

### キ 救急救助

要救助者の救出救助とその負傷者に対するの応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。詳細については、「第2編 震災対策編－第2章－第7節－〈応急対策〉－1 初動医療体制（第2編-105ページ）」による。

### 3 消防団による消防活動 【本部事務局、消防団】

#### (1) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

#### (2) 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独もしくは消防機関と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

#### (3) 救急救助

消防機関による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

#### (4) 避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

#### (5) 情報収集

早期に災害情報を収集し、消防機関に連絡する。

#### (6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を消防機関と協力して行う。

### 4 他の消防機関に対する応援要請 【消防機関】

#### (1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

消防局長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ締結した消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

#### (2) 知事に対する応援要請

消防局長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して応援要請を求めることができる。

#### (3) 要請上の留意事項

##### **ア** 要請の内容

消防局長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- (ア) 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
- (イ) 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- (ウ) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- (エ) 市への進入経路
- (オ) 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

### **イ 応援隊の受入体制**

応援隊の円滑な受入れを図るため、消防機関は受入体制を整える。なお、緊急消防援助隊については、消防応援活動調整本部が受入体制を整える。

- (ア) 応援隊の誘導方法
- (イ) 応援隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- (ウ) 応援隊の活動拠点の確保

## **第3 大規模火災予防**

### **1 基本方針**

#### **(1) 趣旨**

密集市街地での大規模火災により、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながる事象に対する対策について定める。

#### **(2) 留意点**

大規模火災の予防については、都市計画による適切な道路や緑地の配置、消防用設備の計画的な整備、配置、更には、発生したときの迅速な消火活動のための体制整備等関係する機関が数多く、効果的な対策を進めるためには、より密接な連携が必要である。

### **2 災害に強いまちづくり**

#### **(1) 災害に強いまちの形成 【都市計画課、くらし防災課（防災担当）】**

市は、火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、水面・緑地帯の計画的確保、防火地域又は準防火地域の防火性に配慮した地区計画の指定などを行い、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

また、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るものとする。

市は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

(2) 火災に対する建築物の安全化 【都市計画課、建築指導課、消防機関、事業者】

**ア 消防用設備等の整備、維持管理**

消防機関は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進するものとする。

また事業者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するように、定期的に点検を行う等、適正な維持管理を行うものとする。

**イ 建築物の不燃化**

市及び消防機関は、建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進するものとする。

- (ア) 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域又は準防火地域の指定拡大
- (イ) 市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備
- (ウ) 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用
- (エ) 高層建築物等に係る防災計画指導

(3) 火災発生原因の制御 【消防機関、事業者】

**ア 建築物の防火管理体制**

学校、工場等収容人員50人（病院、劇場、百貨店等30人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるものとする。防火管理者は、当該建築物についての消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検等、防火管理上必要な業務を適正に行う等、防火管理体制の充実を図るものとする。

**イ 予防査察指導の強化**

消防機関は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう防火対象物の関係者に対して指導するものとする。

**ウ 高層建築物等の火災予防対策**

消防機関は、高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図るものとする。

**エ 火災予防運動の実施**

市民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、消防機関は、関係機関の協力を得て年2回春季と秋季に火災予防運動を実施するものとする。

### 3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え【くらし防災課（防災担当）】

#### (1) 情報の収集・連絡

##### ア 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

##### イ 情報の分析整理

市は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握したうえ、被害想定を実施し、災害危険性の周知等に生かすものとする。

##### ウ 通信手段の確保

市は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

なお、市及び県の整備する情報連絡システムについては、「第2編 震災対策編—第2章—第6節 情報の収集・伝達体制の整備（第2編-83ページ）」に準ずるものとする。

#### (2) 災害応急体制の整備 【くらし防災課（防災担当）】

##### ア 職員の体制

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

##### イ 防災関係機関相互の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておくものとする。

#### (3) 消火活動体制の整備 【くらし防災課（防災担当）、消防機関】

市及び消防機関は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール、ため池等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努めるものとする。

また、市は平常時から消防機関、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるも

のとする。

(4) 緊急輸送活動への備え 【くらし防災課（防災担当）、道路管理者】

また、市及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

(5) 避難収容活動への備え 【くらし防災課（防災担当）、社会福祉課、介護福祉課、社会教育課】

**ア 避難誘導**

市は、避難所をあらかじめ指定し、日頃から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、大規模火災発生時に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの人々に係る避難誘導體制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施するものとする。

なお、避難路の指定については、「第2編 震災対策編—第2章—第9節 避難対策」に準じるほか、防火地域又は準防火地域の指定とあわせて検討するものとする。

**イ 避難所**

市は、公民館、学校等公共的施設等を対象に避難所を指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

さらに、密集市街地における大規模火災が発生した場合を勘案し、これらの地域をかかえる市町村においては、あらかじめ広域避難地を選定・確保するものとする。

(6) 施設、設備の応急復旧活動 【施設管理者、事業者等】

市、事業者その他関係機関は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資機材を、あらかじめ整備しておくものとする。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え 【秘書課】

市は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

また、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ整備するものとする。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施 【くらし防災課（防災担当）、事業者、消防機関】

**ア 訓練の実施**

市及び事業者は、大規模火災を想定し、住民参加によるより実践的な消火、救助・

救急活動等の訓練を実施するものとする。

#### **イ 実践的な訓練の実施と事後評価**

市及び事業者が訓練を行うに当たっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況等を加味し、適切な訓練実施時間を設定する等、より実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

### **4 防災知識の普及、訓練** 【くらし防災課（防災担当）、消防機関】

#### **(1) 防災知識の普及**

関係機関の協力を得て、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施し、市民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難所でのとるべき行動等について周知徹底を図るものとする。

市は、防災マップや災害時の行動マニュアル等を作成し、住民への配布や研修等を通じて、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

また、学校等の教育機関や自主防災組織、各自治会等においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

#### **(2) 防災関連設備等の普及**

消防機関は、住民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努めるものとする。

#### **(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮**

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

### **第4 大規模火災対策**

#### **1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保** 【本部事務局、防災関係機関】

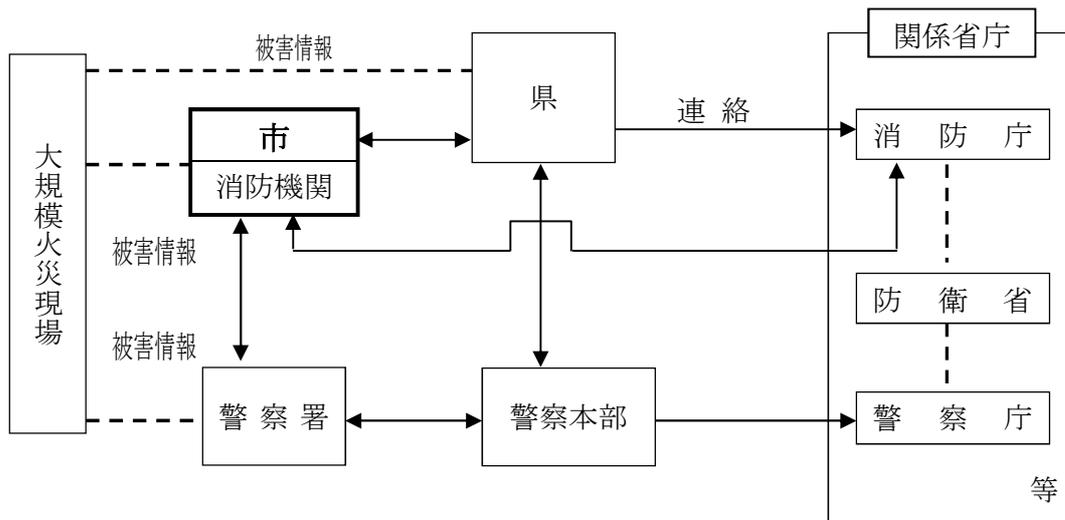
##### **(1) 災害情報の収集・連絡**

##### **ア 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡**

市は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

##### **イ 大規模火災情報の収集・連絡系統**

大規模火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



### ウ 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

市及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、平時から相互に情報交換を行うものとする。

#### (2) 通信手段の確保

市等の防災関係機関は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、市等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

## 2 活動体制の確立 【くらし防災課（防災担当）、事業所】

### (1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、大規模な災害が発生した場合には、市本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

### (2) 事業者の活動体制

火災が発生した事業所の防火管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、従業員の非常参集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等必要な対策を講じるものとする。

### (3) 広域的な応援体制

市長は、被害の規模に応じ、特に必要と認めるときは、知事に対し応援を要請する。

### **3 消火活動** 【消防機関】

消防機関は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

また、消火活動の調整を行う現場指揮本部を設置する。

### **4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動**

#### **(1) 緊急輸送活動** 【本部事務局】

市は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

#### **(2) 交通の確保** 【警察、道路管理者】

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行うものとする。

### **5 避難収容活動** 【本部事務局、住民班】

発災時における避難誘導については、「第2編 震災対策編—第2章—第9節—〈応急対策〉—1 避難の実施（第2編-127ページ）」に準ずる。

### **6 施設・設備の応急復旧活動** 【各班、公共機関】

市及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用する等して、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

### **7 被災者等への的確な情報伝達活動**

#### **(1) 被災者等への情報伝達活動** 【本部事務局、防災関係機関】

市及び防災関係機関は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

#### **(2) 市民への的確な情報の伝達** 【本部事務局】

市は、市民に対し、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

**(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応**      **【住民班】**

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

## 第2節 危険物等災害対策計画

### 第1 危険物等災害予防

#### 1 基本方針

##### (1) 趣旨

危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図る。

##### (2) 留意点

市及び県は危険物施設管理者と連携を保ち、災害の防止を図る。

#### 2 危険物 【消防機関、施設管理者】

##### (1) 施設の現況

消防法第2条第7項に規定する危険物及びその施設は、近年各種産業の発展に伴って複雑化している。

##### (2) 予防対策

ア 次により危険物製造所等の整備改善を図る。

(ア) 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。

(イ) 立入検査を励行して災害防止の指導をする。

イ 次による危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。

(ア) 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。

(イ) 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。

(ウ) 法定講習会等の保安教育を徹底する。

ウ 次により施設、取扱いの安全管理を図る。

(ア) 施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。

(イ) 危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

#### 3 高圧ガス 【県、消防機関、警察、施設管理者】

(1) 高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査又は基準適合命令を行い、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。

(2) 経済産業大臣、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携のもとに、防災上の指導を行う。

(3) 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

#### **4 銃砲・火薬類** 【県、警察、消防機関】

- (1) 猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害を防止し公共の安全を確保する。
- (2) 経済産業大臣、警察及び消防機関と協調し、取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力の下に防災上の指導を行う。

#### **5 毒物・劇物** 【県、消防機関、警察】

- (1) 毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
- (2) 警察及び消防機関と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。

### **第2 危険物等災害応急対策**

#### **1 活動方針**

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関及び警察等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

#### **2 応急措置** 【施設管理者、警察、消防機関】

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

- (1) 危険物の流出及び拡散の防止
- (2) 流出した危険物の除去、中和等
- (3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- (4) 災害拡大防止のための応急措置

### **第3 高圧ガス災害応急対策計画**

#### **1 活動方針**

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

#### **2 応急措置** 【県、消防機関、施設管理者】

- (1) 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、県が警察、消防、防災事業所その他の関連機関と協力して応急措置を実施する。

(2) 施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

ア 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。

イ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。

ウ ア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて附近の住民に退避するよう警告する。

エ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。

(3) 知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、市長等が緊急措置命令を発する。

#### 第4 火薬類災害応急対策計画 【消防機関、施設管理者】

##### 1 活動方針

火薬類取締法により規制を受ける火薬類施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的大災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関、警察等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

##### 2 応急措置

施設の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

(1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の人への近づくことを禁止する。

(2) 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を附近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。

(3) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域は全て立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

#### 第5 毒物・劇物災害応急対策計画 【施設管理者】

##### 1 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の人について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を保健所、警察又

は消防機関に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害小隊（毒劇物災害）により、応急措置を講ずる。

## 2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

- (1) 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。
- (2) 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- (3) 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

## 第6 サリン等による人身被害対策計画

### 1 趣旨

本計画は、市内にサリン等による人身被害（以下「人身被害」という）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める市本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定めるものとする。

### 2 活動体制 【くらし防災課（防災担当）】

市は、市内に人身被害が発生した場合においては、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。

### 3 応急措置

#### (1) 原因解明 【防災関係機関】

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた防災関係機関は迅速、確実な原因解明に努め、応急措置の速やかな実施に努めるものとする。

#### (2) 情報収集 【本部事務局、警察】

##### ア 市

市は、市内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第2編 震災対策編—第2章—第6節 情報の収集・伝

達体制の整備（第2編-83ページ）」に準ずる。

#### イ 警察

「第2編 震災対策編—第2章—第6節—〈応急対策〉—1 災害情報の収集・伝達（第2編-89ページ）」に準ずる。

#### (3) 立入り禁止等の措置 【警察、消防機関】

警察機関及び消防機関は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両その他の場所への立入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

#### (4) 救出、救助 【警察、消防機関】

「第2編 震災対策編—第2章—第7節—〈応急対策〉—1 初動医療体制（第2編-105ページ）」に準ずる。

#### ア 消防機関

消防機関を主体とし、救出、救助活動にあたる。

#### イ 警察機関

警察機関は、人身被害が発生した場合、消防機関等と協力して救出・救助活動にあたり、危険箇所の監視警ら等を行う。

#### ウ 緊急消防援助隊

特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の求め又は指示による緊急消防援助隊の特殊災害小隊（毒劇物災害）等により対処する。

#### (5) 医療救護 【健康班】

市は、市内に人身被害が発生した場合、「第2編 震災対策編—第2章—第7節—〈応急対策〉—1 初動医療体制（第2編-105ページ）」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

#### (6) 救急搬送 【健康班、消防機関】

「第2編 震災対策編—第2章—第7節—〈応急対策〉—1 初動医療体制（第2編-105ページ）」に準じる。

#### (7) 医療機関の確保 【健康班】

「第2編 震災対策編—第2章—第7節—〈応急対策〉—1 初動医療体制（第2編-105ページ）」に準じ、医療機関を確保するものとする。

**(8) 避難誘導 【本部事務局、警察】**

市長、警察官等は、「第2編 震災対策編－第2章－第9節－＜応急対策＞－1 避難の実施（第2編-127ページ）」に準じ、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の住民に対して避難の指示を行うものとする。

**(9) 応援要請 【本部事務局】**

毒性ガス発生事件と推測される場合には、県及び他の市町村と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じて県に対し自衛隊の派遣要請を行う。自衛隊への応援要請は「第2編 震災対策編－第2章－第4節－＜応急対策＞－5 自衛隊災害派遣（第2編-69ページ）」に、又他機関への応援要請は「第5編 応援・受援対策編－第1章 応援・受援体制の整備（第5編-3ページ）」に準ずるものとする。

## 第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

### 第1 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策の基本的な考え方

#### 1 趣旨

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故では、その影響は広範囲に拡大し、市民生活にも大きな影響が及んだところである。

本計画では、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、予防対策、応急対策、復旧対策を定めるものとする。

#### 2 現況

県内には、核燃料物質を使用している事業所があるほか、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設が多数ある。

一方、県内には原子力施設は立地していない。また、県は、近隣県にある原子力施設の原子力災害対策重点区域及び「緊急時防護措置を準備する区域」に含まれていない。

しかしながら、県から80キロメートル強の位置にある東海第二原子力発電所をはじめ、福島第一・第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所、浜岡原子力発電所といった原子力施設が県の周囲に立地している。

事故の未然防止には、専門知識を有する使用事業者の取組が最も重要であるが、放射性物質の取り扱い事業所は限られ、国からの連絡により県及び該当消防機関はその全施設数を把握している。

#### 3 計画において尊重する指針

この計画の専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針を十分尊重するものとする。なお、原子力災害対策指針については、原子力規制委員会が今後の検討課題としている事項もあり、県はその動向に注視していく必要がある。

### 第2 予防対策

#### 1 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

##### (1) 放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策 【放射性同位元素使用事業者】

放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市町村、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

##### (2) 放射性物質取扱施設の把握 【くらし防災課（防災担当）、消防機関】

市及び消防機関は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

## 2 迅速かつ円滑な災害対策への備え

### (1) 情報の収集・連絡関係 【くらし防災課（防災担当）、消防機関】

#### ア 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、県、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

#### イ 情報の分析・整理

市は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、国その他関係機関との連携を図るものとする。

#### ウ 通信手段の確保

市は、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

なお、市及び県の整備する情報連絡システムについては、「第2編 震災対策編—第2章—第6節 情報の収集・伝達体制の整備（第2編-83ページ）」による。

### (2) 災害応急体制の整備 【くらし防災課（防災担当）】

#### ア 職員の体制

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

#### イ 防災関係機関の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、県は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国その他の関係機関との連携を図るものとする。

#### ウ 広域応援連携体制の整備

放射線関係事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、県は、他都県との応援協定を締結する等、広域応援体制を整備、充実するものとし、市は、必要に応じて応急対策、救急医療との広域応援を県に要請する。

### (3) 緊急被ばく医療体制の整備 【健康増進課】

#### ア 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

市は、あらかじめ市内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療

に要する施設・設備等の有無について把握するものとする。また、必要に応じ、県と協力して市外・県外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図っておくものとする。

市は、あらかじめ県、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

#### **イ 被ばく検査体制の整備**

市は、放射線関係事故が発生した際に、必要に応じて周辺の市民及び他県からの避難住民等に対する外部被ばくの簡易測定を実施できるよう、あらかじめ県内の保健所における検査体制の整備や、医療機関における検査体制の把握をしておくものとする。

#### **ウ 傷病者搬送体制の整備**

市は、放射線関係事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、県内の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合等に備えて、県と連携し、車両やヘリコプター等による広域搬送体制の整備に努めるものとする。

なお、出動に当たっては、放射線防護服を着用する等、救急隊員等の二次汚染防止に留意するものとする。

#### **(4) 防護資機材の整備 【環境課、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関】**

市、警察、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関は、放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めるものとする。

#### **(5) 放射線量等の測定体制の整備 【環境課】**

市は、放射線関係事故が発生した場合に市内各地点における放射線量等を測定する体制を整備するものとする。

#### **(6) 避難所の指定及び避難収容活動への備え 【くらし防災課（防災担当）】**

##### **ア 大規模な避難住民の受入れ**

放射線関係事故に伴う大規模な避難住民の受入れについては、「第2編 震災対策編 ー第2章ー第9節ー〈応急対策〉ー 3 広域避難（第2編-133ページ）」及び「同一 4 広域一時滞在（第2編-134ページ）」を準用する。

##### **イ 避難所の指定**

市は、放射線関係事故に備えて、あらかじめ避難所を指定するとともに、住民への周知徹底を図るものとする。

##### **ウ 避難誘導**

市は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障がい者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの人に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

(イ及びウは、「第2編 震災対策編—第2章—第9節—〈予防・事前対策〉—1 避難体制の整備 (第2編-122ページ)」により実施する。)

**(7) 飲料水の供給体制の整備** 【水道管理課、くらし防災課(防災担当)】

市は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、「第2編 震災対策編—第2章—第11節—〈応急対策〉—1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給 (第2編-156ページ)」を準用して飲料水を供給する。

特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、国等と協働して実施するものとする。

**(8) 広報体制の整備** 【秘書課】

市は、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

**(9) 住民相談窓口の整備** 【市民課】

市は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ整備するものとする。

**(10) 防災教育・防災訓練の実施** 【くらし防災課(防災担当)】

**ア 防災関係者の教育**

市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、以下の事項についての教育を実施するものとする。

- ① 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ② 放射線防護に関すること。
- ③ 放射線による健康への影響に関すること。
- ④ 放射線関係事故発生時に県及び市町村がとるべき措置に関すること。
- ⑤ 放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑥ 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。
- ⑦ その他必要と認める事項

**イ 住民に対する知識の普及**

市は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時より防災対策に関する事項についての広報を行うものとする。

広報の主な内容については、以下のとおりとするものとする。

- ① 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ② 放射線防護に関すること。
- ③ 放射線による健康への影響に関すること。
- ④ 放射線関係事故発生時に県及び市町村がとるべき措置に関すること。
- ⑤ 放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。

⑥ その他必要と認める事項

### 第3 応急・復旧対策

#### 1 目標

県内における放射線関係事故発生現場としては、核燃料物質等の輸送中及び核燃料物質を使用している事業所が想定される。また、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

このうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく許可を受けた核燃料物質使用事業所においては、その許可及び使用数量等から勘案すると、事故発生の場合に放出される放射線による周辺環境への影響は、輸送中における事故のそれと比較して小さいものと考えられる。そのため、対策を定めるに当たっては、輸送中の事故によるものを中心とし、その他の場合にあってはこれを援用するものとする。

なお、放射性輸送物は、収納される放射性物質の放射エネルギーに応じて輸送容器が区分される。放射エネルギーの少ない順にL型、A型、B型等に区分される。本県を通過する核燃料物質の輸送物は専ら低濃縮ウランや六フッ化ウラン等のA型輸送物であるが、対策を定めるに当たり、B型輸送物をも視野に入れたものとする。

さらに、県から比較的近い場所に立地している原子力発電所において放射能漏れ事故が発生した場合に備え、放射線量等の測定体制の整備、避難住民等の外部被ばくの簡易測定及び健康相談窓口を開設する体制をあらかじめ想定するものとする。

また、これら対策を講ずる場合にあっては、国等が行う主体的な対策と密接に連携し行うものとする。

#### 2 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策

##### (1) 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

【くらし防災課（防災担当）、県、消防機関、原子力事業者等】

##### ア 事故情報の収集・連絡

##### (ア) 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、核燃料物質等輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄の消防機関、最寄の警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村（以下第1において「市町村」という。）及び関係省庁等に通報するものとする。

- ① 特定事象発生の場所及び時刻
- ② 特定事象の種類
- ③ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- ④ 気象状況（風向・風速等）
- ⑤ 周辺環境への影響
- ⑥ 輸送容器の状態

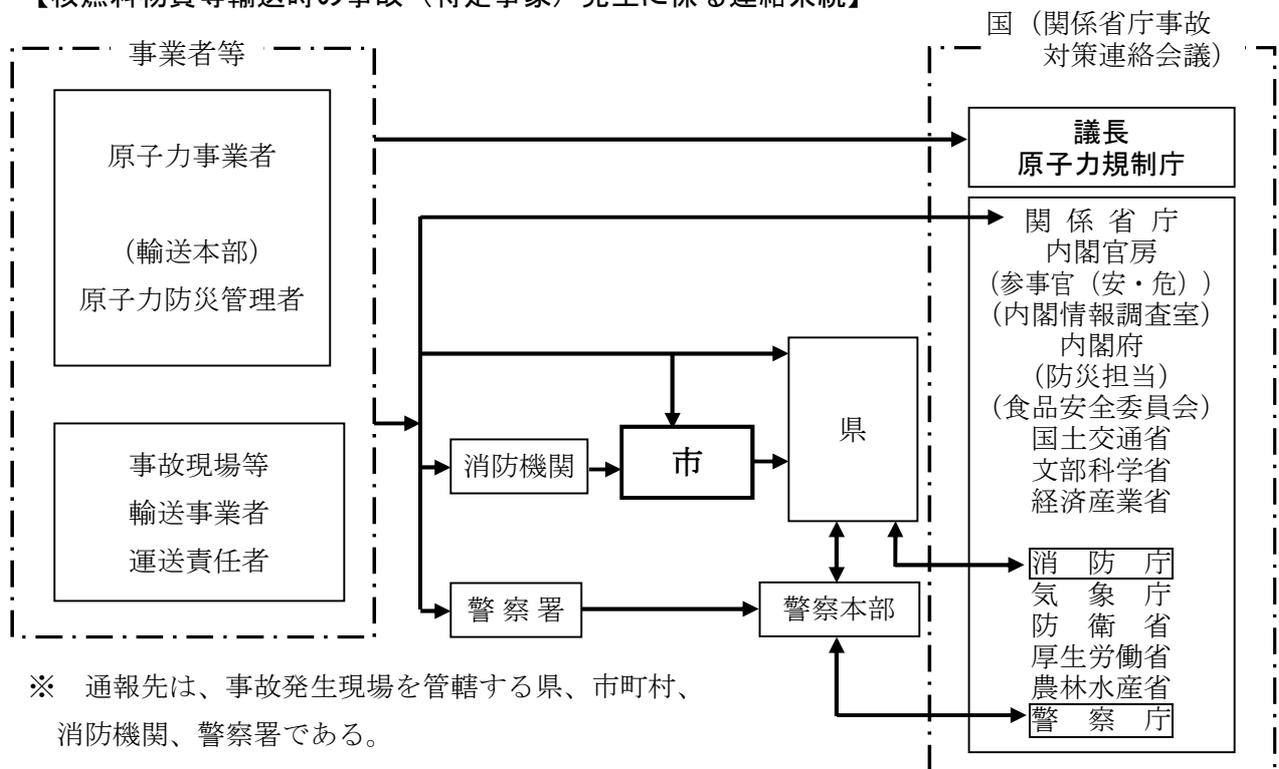
- ⑦ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- ⑧ 応急措置
- ⑨ その他必要と認める事項

市は、事業者等から受けた情報について、県、関係省庁等、道路管理者及び警察・消防等関係機関等との間で、情報の交換等を行うものとする。

**(イ) 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統**

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりとするものとする。

**【核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統】**



**(ウ) 応急対策活動情報の連絡**

事業者の原子力防災管理者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

**イ 通信手段の確保**

市及び県等の防災関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、市及び県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

## (2) 活動体制の確立 【くらし防災課（防災担当）、消防機関、原子力事業者等】

### ア 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講じるとともに、警察官、海上保安官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施するものとする。なお、事業者等の講ずべき措置は、以下のとおりとする。

- (ア) 関係機関への通報・連絡
- (イ) 異常事態発生に伴う緊急時モニタリング
- (ウ) 消火及び輸送物への延焼防止
- (エ) 輸送物の移動
- (オ) 立入制限区域の設定及び立入制限（事故発生現場の半径15m以内について、立入を制限する）
- (カ) 汚染の拡大防止及び除染
- (キ) 放射線障害を受けた人、又は受けたおそれのある人の救出
- (ク) その他放射線障害の防止のために必要な措置

### イ 警察の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講ずるものとする。

### ウ 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄の消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じるものとする。

#### ※ 警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概ね100mを確保する。

### エ 市の活動体制

市は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び市本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図るものとする。

## (3) 消火活動 【消防機関、原子力事業者等】

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行うものとする。

また、被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を実施するものとする。

#### (4) 原子力緊急事態宣言発出時の対応 【本部事務局】

##### ア 災害対策本部の設置等

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、市は市本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、

(5) 以下の措置を講ずるものとする。

##### イ 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めたときは、市本部を閉鎖するものとする。

#### (5) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

##### ア 緊急輸送活動 【本部事務局】

市は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

##### イ 交通の確保 【警察、道路管理者】

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。特に、原子力規制庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先する等配慮する。

#### (6) 退避・避難収容活動等 【本部事務局、住民班、福祉班】

##### ア 退避・避難等の基本方針

市は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等、国から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の指示の措置を講ずるものとする。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を

優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他要配慮者にも充分配慮する。

## イ 警戒区域の設定

### (ア) 警戒区域の設定

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

### (イ) 市長への屋内退避・避難等の実施の指示

市長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講じるよう指示等するものとする。

### (ウ) 関係機関への協力の要請

市長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請するものとする。

## ウ 退避・避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避する等、必要な指示をするものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設するものとする。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずるものとする。

## エ 避難所の運営管理

市は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図るものとする。

また、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。

## オ 要配慮者（高齢者・障がい者等）への配慮

市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障がい者等に関する避難誘導や避難所生活に充分配慮するものとする。

特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努めるものとする。

## カ 市民への的確な情報伝達活動

### (ア) 周辺住民への情報伝達活動

市及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

### (イ) 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

### (ウ) 住民等からの問合せへの対応

市は、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

## (7) 核燃料物質等の除去等 【原子力事業者】

事業者は、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

## (8) 各種規制措置と解除 【本部事務局、衛生班、消防機関、警察、原子力事業者】

### ア 飲料水・飲食物の摂取制限等

市は、警戒区域を設定した場合等、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限等を行うものとする。

### イ 解除

市、原子力事業者等及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限等の各種制限措置の解除を行うものとする。

## (9) 被害状況の調査等 【住民班】

### ア 被災住民の登録

市は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した

住民の登録を実施するものとする。

#### イ 被害調査

市は、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査するものとする。

- (ア) 退避・避難等の措置
- (イ) 立入禁止措置
- (ウ) 飲料水、飲食物の制限措置
- (エ) その他必要と認める事項

#### (10) 住民の健康調査等 【健康班】

市は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と民心の安定を図るものとする。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる人に対しては、「第6編 事故災害対策編—第3節—第2—2—(3) 緊急被ばく医療体制の整備(第6編-24ページ)」において、把握されている医療機関と連携を図り、収容等を行うものとする。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。

### 3 放射性物質取扱施設事故対策に係る応急・復旧対策

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は次のとおりとする。

#### (1) 事故発生直後の情報の収集・連絡

【くらし防災課(防災担当)、消防機関、取扱事業者】

#### ア 事故情報の収集・連絡

##### (ア) 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

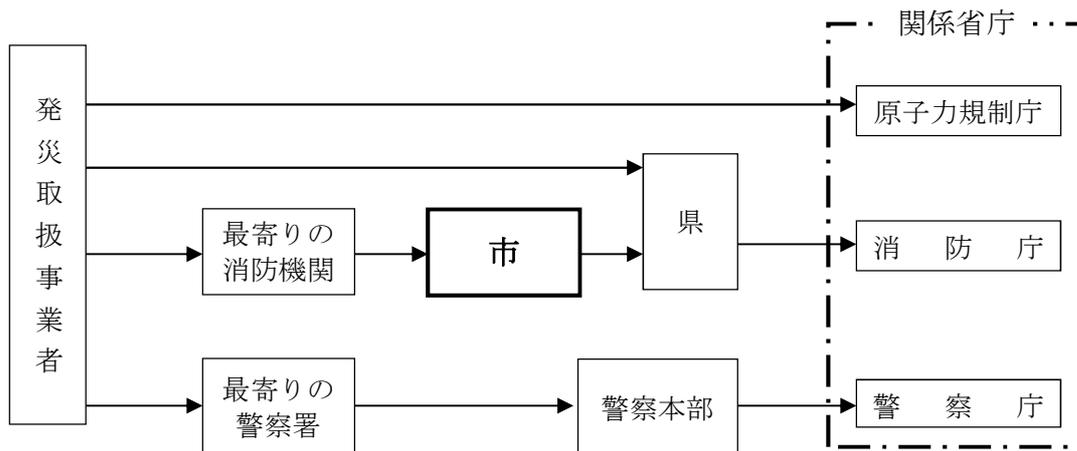
放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、県、市、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

- ① 事故発生の時刻
- ② 事故発生の場所及び施設
- ③ 事故の状況
- ④ 気象状況(風向・風速)
- ⑤ 放射性物質の放出に関する情報
- ⑥ 予想される災害の範囲及び程度等
- ⑦ その他必要と認める事項

##### (イ) 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

【放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統】



(ウ) 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

イ 通信手段の確保

市及び県等の防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、市及び県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

(2) 活動体制の確立 【くらし防災課（防災担当）、取扱事業者】

市は「第6編 事故災害対策編—第3節—第3—2 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策（第6編-27ページ）」に準じ、活動体制の確立を図るものとする。

4 原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策

(1) 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準（出典：原子力規制委員会『原子力災害対策指針』）

原子力災害においては、初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。

ア 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにす

る。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。

各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者が行う。

#### イ 運用上の介入レベル（OIL）

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記アの施設の状態に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）を設定する。

#### (2) 「2-(4)～(10)」の原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策への準用

「2-(4)～(10)」については、原子力発電所事故対策にも準用するものとする。ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び市・県による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行うものとする。

(3) 放射線量等の測定体制の整備 【衛生班】

**ア 校庭等における空間放射線量の測定体制の整備**

市は、モニタリングポストにおける空間放射線量の測定だけでは十分な情報を収集できないとき、市民の日常生活に密着する場所で空間放射線量の測定を実施し、市内における放射線量の分布を把握するものとする。

**イ 飲料水及び農畜水産物の放射性物質測定体制の整備**

市は、飲料水及び農畜水産物の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、原子力災害対策指針及び国等が定める環境放射線モニタリングに係る指針等に基づき国や県と緊密な連携を取りながら、飲料水、農畜水産物及び飼料等の放射性物質の測定を実施し、市民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて「2-(8)」の摂取制限等を行うものとする。

(4) 他県からの避難住民の受入れについて 【本部事務局】

他県において原発事故が発生した場合の市における避難住民の受入れについては「第5編 応援・受援対策編—第2章—第5節—〈応急対策〉—4 広域避難の支援（第5編-18ページ）」を準用する。

## 第4節 農作物等災害対策計画

### 第1 目標

暴風雨、豪雨、降雹（ひょう）、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林水産関係災害に関し、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図るため、必要な活動体制及び措置については、他の法令等によるもののほか、本計画に定めるところによる。

### 第2 実施計画

#### 1 注意報及び警報の伝達 【農業振興課】

市は、県から次の注意報及び警報等の伝達を受けたとき、又は春日部農林振興センターからこれに関する必要な指導を受けた場合には、電話等により速やかに農業協同組合等関係団体及び地域住民に情報の伝達、注意の呼びかけ等を行う。

##### 【伝達する注意報の種類】

区 分	種 類
注 意 報	強風、大雨、大雪、雷、霜、低温、洪水
警 報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水
その他の気象情報	大雨、洪水、台風、低温

### 第3 災害の応急対策及び復旧

#### 1 被害状況の把握 【建設経済班】

市は、農業協同組合等関係機関と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努める。

#### 2 農業用施設応急対策 【建設経済班】

市は、農業用施設が災害により被害を受けた場合、また、施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な処置をとる。

#### 3 農作物応急対策 【建設経済班】

##### (1) 災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限に食い止めるため、春日部農林振興センター等の協力を得て、対策及び技術の指導を行う。

##### (2) 病虫害の防除

病虫害が発生した場合には、県病虫害防除所等の指導、協力を得て、薬剤等を確保して適期防除に努めるものとする。

##### (3) 風水害対策

台風、季節風及び集中豪雨等により倒伏又は浸冠水の被害を受けたときは、圃場内の早期排水対策、早期収穫等栽培技術の指導に努める。

#### **4 家畜・家禽** 【建設経済班】

##### **(1) 被害状況の調査**

市は、災害が発生した場合には、速やかに家畜及び畜産施設の被害調査を実施し、被害状況を県中央家畜保健衛生所に報告する。

##### **(2) 家畜伝染病対策**

市は、災害に伴い発生するおそれのある家畜伝染性疾病及びその他の多発性病を予防するため、県中央家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て、被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対し薬剤散布を実施するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。

##### **(3) 飼料の確保対策**

市は、畜産農家から飼料のあつせんを求められた場合は、県に必要な飼料のあつせんを要請する等して飼料の確保に努めるとともに、災害時における飼料の品質管理の徹底等の指導を行う。

#### **5 その他** 【建設経済班】

農林業関係団体の施設等についても、被害状況の迅速な把握に努め、適切な指導を行うとともに、被害程度に応じて必要な対策を講じる。

## 第5節 道路災害対策計画

### 第1 道路災害予防

#### 1 基本方針

地震や水害その他の理由によりトンネルの崩壊、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

#### 2 実施計画

##### (1) 道路の安全確保 【道路管理者、警察】

###### ア 道路交通の安全のための情報の充実

###### (ア) 道路管理者

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておくものとする。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備するものとする。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備するものとする。

###### (イ) 警察

警察は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制を整備するものとする。

###### イ 道路施設等の整備

###### (ア) 危険箇所の把握

道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行うものとする。

また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者並びに地域住民や道路利用者に広報するものとする。

###### (イ) 予防対策の実施

道路管理者は、以下の各予防対策に努めるものとする。

- ① 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。
- ② 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- ③ 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

また、道路管理者は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努めるものとする。

### (ウ) 資機材の整備

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておくものとする。

## (2) 情報の収集・連絡 【くらし防災課（防災担当）、道路管理者】

### ア 災害情報の収集・連絡体制の整備

市及び道路管理者は、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

### イ 通信手段の確保

市は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

なお、市及び県の整備する情報連絡システムについては、「第2編 震災対策編—第2章—第6節 情報の収集・伝達体制の整備（第2編-83ページ）」に準ずるものとする。

## (3) 災害応急体制の整備 【くらし防災課（防災担当）、道路管理者】

### ア 職員の体制の整備

市及び道路管理者は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

### イ 防災関係機関相互の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておくものとする。

## (4) 緊急輸送活動体制の整備 【くらし防災課（防災担当）、道路管理者、警察】

### ア 市、道路管理者

市及び道路管理者は、発災時の道路管理体制の整備に努めるものとする。

## イ 警察

警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、平素から支援関係機関との連帯強化を図るとともに、発生時における交通規制の広報体制を確保するものとする。

### (5) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え 【くらし防災課（防災担当）、秘書課】

市は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

また、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成するものとする。

## 第2 道路災害応急対策

### 1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

#### (1) 災害情報の収集・連絡 【本部事務局、道路管理者、警察】

##### ア 事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに市、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。

## イ 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

### (ア) 道路管理者

道路管理者は、被害状況について市、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。

### (イ) 市

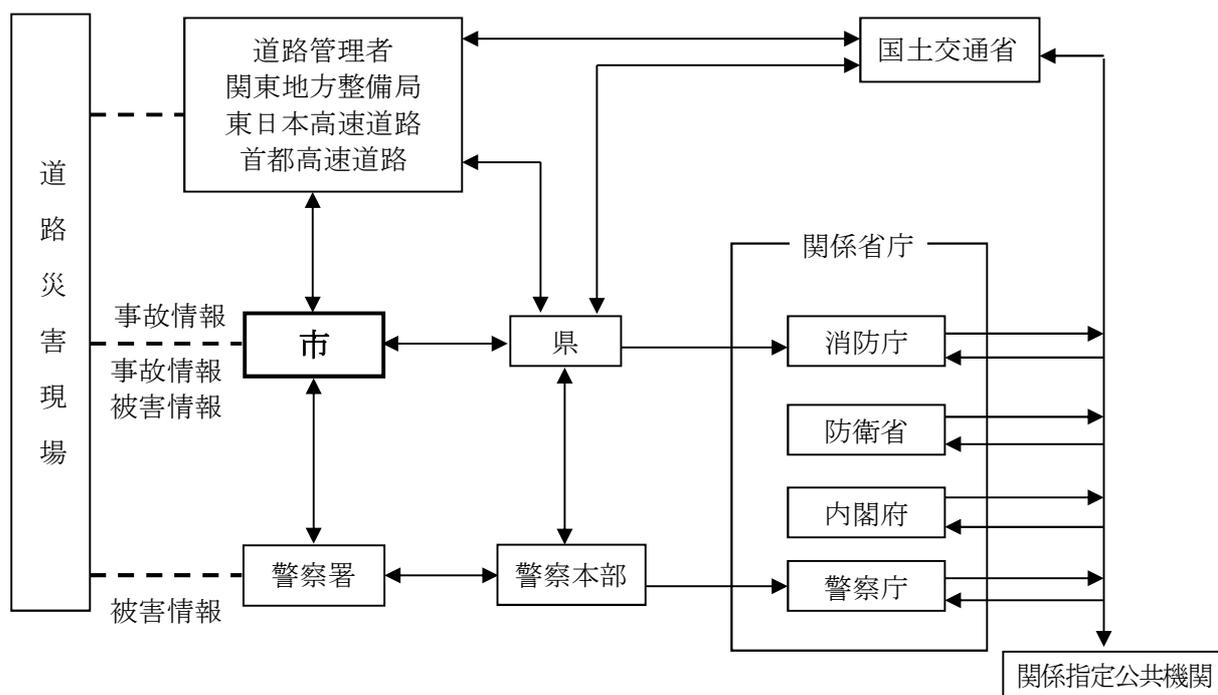
市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡するものとする。

### (ウ) 警察

警察は、現場情報を多角的に収集し、情勢を的確に判断して必要な措置をとるとともに、関係機関に連絡するものとする。

## ウ 道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。



## エ 応急対策活動情報の連絡

### (ア) 道路管理者

道路管理者は、国（国土交通省）に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

### (イ) 市

市は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡するものとする。

### (2) 通信手段の確保 【本部事務局】

市及び県等の防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、市及び県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

## 2 活動体制の確立 【本部事務局、警察、道路管理者】

### (1) 警察の活動体制

警察は、道路災害が発生した場合は、警察本部及び関係警察署にそれぞれ所要の指揮体制を確立し活動するものとする。

### (2) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、大規模な災害が発生した場合には、市本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

### (3) 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な対策を講じるものとする。

## **3 消火活動** 【道路管理者、消防機関】

### (1) 道路管理者

道路管理者は、県及び警察等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

### (2) 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握する。また、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

## **4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動**

### (1) 緊急輸送活動 【本部事務局】

市は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

### (2) 交通の確保 【警察、道路管理者】

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに、一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、道路管理者及び警察は、相互に密接な連絡を取るものとする。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行うものとする。

## **5 危険物の流出に対する応急対策** 【道路管理者、消防機関、警察】

### (1) 道路管理者

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

### (2) 消防機関

消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

### (3) 警察

警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに警戒線を設定し、避難誘導活動を行うものとする。

## **6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動** 【道路管理者、警察】

### (1) 道路管理者

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

### (2) 警察

警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

また警察は、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施する等、必要な措置を講ずるものとする。

## **7 被災者等への的確な情報伝達活動** 【本部事務局、県、防災関係機関】

### (1) 被災者等への情報伝達活動

市、県及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

### (2) 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

### (3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

## **8 道路災害からの復旧** 【道路管理者】

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を定め、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

道路管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

## 第6節 鉄道事故・施設災害対策計画

### 第1 目標

#### 1 目的

本計画は、市域において列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定めるものとする。

#### 2 現況

各鉄道事業者は、災害時のみならず日常においても、適切な情報収集及び旅客への情報提供等、適切な予防、応急対策が行われている。今後は、それぞれの事業者が持っている情報を相互に交換することにより、効果的な活動が行えるようにする必要がある。

### 第2 鉄道事故対策計画

#### 1 事業者等の活動体制 【東武鉄道（株）】

東武鉄道（株）は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとする。警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

#### 2 市の活動体制 【くらし防災課（防災担当）】

市は、市内に鉄道事故が発生した場合においては、法令、県防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

#### 3 連絡通報体制 【本部事務局】

鉄道事故発生時の通信連絡手段は「第2編 震災対策編—第2章—第6節 情報の収集・伝達体制の整備（第2編-83ページ）」に準じるものとする。

#### 4 応急措置

鉄道事故発生時の応急措置は、「第2編 震災対策編—第2章」及び「第3編 風水害対策編—第2章」の各項に定める応急対策に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

##### (1) 情報収集 【本部事務局、警察】

##### ア 市

市は、市内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第2編 震災対策編—第2章—第6節 情報の収集・伝達体制の整備（第2編-83ページ）」に準ずる。

### イ 警察

「第2編 震災対策編—第2章—第6節—<応急対策>—1 災害情報の収集・伝達（第2編-89ページ）」にある情報収集活動を行う。

#### (2) 被災者、市民への情報伝達 【本部事務局、県、東武鉄道（株）】

市は、県及び東武鉄道（株）と連携を図り、鉄道事故災害の状況、安否確認、医療機関の情報、応急対策に関する情報、鉄道の運行状況等を被災者や市民、関係機関等に迅速かつ適切に提供する。

#### (3) 乗客等の避難 【本部事務局、住民班、福祉班、警察、消防機関、東武鉄道（株）】

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

### ア 事業者等の対応

東武鉄道（株）は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

### イ 警察の対応

警察は、鉄道事故が発生した場合は、東武鉄道（株）、消防機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

### ウ 消防機関の対応

消防機関は、鉄道事故が発生した場合は、東武鉄道（株）、警察機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

#### (4) 災害現場周辺の住民の避難 【本部事務局、警察】

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、「第2編 震災対策編—第2章—第9節—<応急対策>—1 避難の実施（第2編-127ページ）」に準じ、避難の指示を行う。

#### (5) 救出、救助 【消防機関、警察】

「第2編 震災対策編—第2章—第7節—<応急対策>—1 初動医療体制（第2編-105ページ）」に準ずる。

### ア 消防機関

- (ア) 事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。
- (イ) 協力者の動員を行う。

## イ 警察

- (ア) 警察は、市長等事故災害救護の責任を有する機関と協力して被害者の救出を行い、状況により、市長の行う救出、救助活動に協力する。
- (イ) 警察は、事故災害が発生した場合、事故災害現場にある消防機関等と協力して積極的に生命の危険に瀕している人の発見に努め、かつこれを救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。

### (6) 消火活動 【消防機関】

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、消防機関を主体として活動するものとする。

### (7) 応援要請 【本部事務局、警察、消防機関、東武鉄道(株)】

鉄道事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。自衛隊への応援要請は「第2編 震災対策編—第2章—第4節—<応急対策>—5 自衛隊災害派遣 (第2編-69ページ)」に、又他機関への応援要請は「第5編 応援・受援対策編—第1章 応援・受援体制の整備 (第5編-3ページ)」に準ずるものとする。

### (8) 医療救護 【健康班、消防機関】

市は、市内に鉄道事故が発生した場合、「第2編 震災対策編—第2章—第7節—<応急対策>—1 初動医療体制 (第2編-105ページ)」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

## 第7節 航空機事故対策計画

### 第1 目標

本計画は、市内に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、市域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める市本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定めるものとする。

### 第2 活動体制

#### 1 事業者

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報するものとする。（航空法第76条）

警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

#### 2 市 【くらし防災課（防災担当）】

市は、市内に航空機事故が発生した場合、法令、県防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

### 第3 応急措置

#### 1 情報収集

##### (1) 市 【本部事務局】

市は、市内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第2編 震災対策編－第2章－第6節－〈応急対策〉－1 災害情報の収集・伝達（第2編-89ページ）」に準ずる。

##### (2) 警察

「第2編 震災対策編－第2章－第6節－〈応急対策〉－1 災害情報の収集・伝達（第2編-89ページ）」に準じ、航空機事故対策上、特に以下の項を定めるものとする。

警察は、ヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。また、捜査上支障のない場合は上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ電送システムにより、県庁に送り、応急対策活動に活用する。

#### 2 避難誘導

##### (1) 乗客等の避難 【事業者、警察、消防機関】

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避

難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

#### **ア 事業者の対応**

事故機を所有する事業者は、航空機事故が発生した場合は、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

#### **イ 警察の対応**

警察は、航空機事故が発生した場合は、事業者、消防機関と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

#### **ウ 消防機関の対応**

消防機関は、航空機事故が発生した場合は、事業者、警察と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

### **(2) 災害現場周辺の住民の避難 【本部事務局、警察】**

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は「第2編 震災対策編—第2章—第9節—<応急対策>—1 避難の実施（第2編-127ページ）」に準じ、避難の指示を行う。

## **3 救出、救助**

「第2編 震災対策編—第2章—第7節—<応急対策>—1 初動医療体制（第2編-104ページ）」に準ずる。

### **(1) 消防機関**

- ア 事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。
- イ 協力者の動員を行う。

### **(2) 警察**

- ア 警察は、市長等事故災害救護の責任を有する機関と協力して被害者の救出を行い、状況により、市長の行う救出、救助活動に協力する。
- イ 警察は、事故災害が発生した場合、事故災害現場にある消防機関等と協力して生命の危険にひんしている人の発見に努め、かつこれを救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。

## **4 消火活動 【消防機関】**

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、消防機関を主体とし、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

## 5 市民等への的確な情報伝達活動 【本部事務局】

### (1) 市民への的確な情報の伝達

市民に対し、航空機事故の状況、安否情報、周辺の被害状況等の情報を伝達する。

### (2) 関係者等からの問合せに対する対応

必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置する。

## 6 応援要請 【本部事務局】

航空機事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。自衛隊への応援要請は「第2編 震災対策編—第2章—第4節—5 自衛隊災害派遣（第2編-69ページ）」に、又他機関への応援要請は「第5編 応援・受援対策編—第1章 応援・受援体制の整備（第5編-3ページ）」に準ずるものとする。

## 7 医療救護 【健康班、消防機関】

市は、市内に航空機事故が発生した場合、「第2編 震災対策編—第2章—第7節—＜応急対策＞—1 初動医療体制（第2編-105ページ）」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

## 第8節 文化財災害対策計画

### 第1 基本方針

#### 1 趣旨

県内に存在する貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害から保護・保全するための対策について定める。

#### 2 留意点

文化財そのものを保護するための防災対策はもちろん、文化財保護に関する市民の意識を広め、高めるための施策も重要である。

#### 3 現況

市内において現在特に防火、防災を必要とするものは、「指定文化財一覧」のとおりである。

【資料9-1】指定文化財一覧

### 第2 実施計画

#### 1 予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷等により失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。

#### 2 文化財の防火対策 【社会教育課】

文化財の防火対策を徹底するため、次の事項について徹底を期するものとする。

##### (1) 火災予防体制

- ア 防火管理体制の整備
- イ 文化財に対する環境の整備
- ウ 火気使用の制限
- エ 火気の厳重警戒と早期発見
- オ 自衛消防と訓練の実施
- カ 火災発生時における措置の徹底

##### (2) 防火施設の整備強化

- ア 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- イ 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化
- ウ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

(3) その他

- ア 所有者に対する啓発
- イ 管理保護についての助言と指導